

# 注記事項は連単で同じ定めに

— ASBJ、収益認識専門委

去る8月6日ならびに8月23日、企業会計基準委員会は第99回・第100回収益認識専門委員会を開催した。

前回に引き続き、開示・表示に関する事項の検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

## 注記事項の検討

(1) 重要な会計方針の注記との関係の整理(第99回・第100回)

第99回では、事務局から前回同様、どの会計方針が重要な会計方針であるかについて、言及せず、企業の判断に委ねる案が示されており、専門委員から「何も示されないと企業によって幅が出過ぎてしまうのでは」といった反対意見が多く出された。

これを受けて第100回では、次のような修正案が示された。

収益認識に関連して重要な会計方針として注記すべき事項として、少なくとも次の項目を要求する。

① 企業の主要な事業における

主な履行義務の内容

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

なお、これらは少なくとも注

記すべき事項であり、収益認識に関する事項で、一般的な原則に照らして重要な会計方針に該当すると判断された情報についても、重要な会計方針として注

記する。

専門委員からは、賛成意見が多く聞かれた。

(2) 個別財務諸表の取扱い(第99回)

連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表における収益認識の注記事項については、連単で同じ定めとする、事務局案が示された。

専門委員からは「個別の注記は企業の判断でいいのでは」など作成者側から反対意見が聞かれた一方、利用者側からは、有用であるとして賛成意見が聞かれた。

また、第414回親委員会でも同様の審議が行われ、委員か

ら「作成者の負担がどのくらい大きいか疑問。定性的情報は導入時のみではないのか」といった意見も聞かれた。

(3) 契約残高に係る開示(第99回)

前回同様、開示を求める事務局案が示され、特段反対意見は聞かれなかった。

(4) 契約コスト(第100回)

契約コストについては、特段の定めを設けない旨の事務局案が示され、特段反対意見は聞かれなかった。

(5) 四半期財務諸表における注記事項(第100回)

収益認識に関連した四半期財務諸表に係る開示項目として、収益の分解についての注記を求める事務局案が示された。

専門委員からは、四半期開示そのものについての賛否が聞かれた他、「年度末の開示と同等の粒度を想定しているのか」との質問に「同じ粒度を想定しているが、検討する」と事務局の回答があった。

## 表示の検討

(1) 顧客との契約から生じた債権または契約資産に係る減損損失(第99回)

前回出された意見を踏まえ、事務局から「金融資産の減損の

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(火)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(令和元年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
9月30日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (令和元年6月期) 2カ月延長法人 (令和元年5月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

会計処理に関して会計基準の開発に着手することとした場合に、当該開示についてもあわせて検討し、それまでの間は、開示を求めない」という修正案が示され、特段反対意見は聞かれなかった。

(2) 顧客との契約から生じる収益の表示科目(第99回)

事務局から、前回とほぼ同じく「収益の表示科目については具体的な表示科目を定めず、企業の実態に応じ売上高、売上収益、営業収益等の適切な名称を付す」とし、「結論に至った背景を『結論の背景』に記載する」との案が示された。

専門委員からは賛成意見が多聞かれた。

**適用時期・経過措置**

(第100回)

事務局から、表示・注記事項に関する改正後の収益認識会計基準(以下、「改正後会計基準」という)が2020年3月末までに公表されることを前提として、次のような案が示された。

- ① 2021年4月1日以降開始年度の期首から適用する。
- また、早期適用は、2020年4月1日以降開始年度の期

首から適用できる。2020年4月1日以後終了年度から2021年3月30日終了年度までにおける年度末に係る連結・個別財務諸表から適用できる。

② 現行の収益認識会計基準(以下、「現行会計基準」という)は、2021年3月31日以前開始年度の期首から適用できる(改正後会計基準を適用している場合を除く)とする。その際、2020年4月1日以後開始年度の期首から現行会計基準の77項(契約資産に関する規定)を改正後会計基準77項に読み替えることができる。

③ 改正後会計基準を適用している企業に、現行会計基準を適用することを認めない。

④ 適用初年度は、改正後会計基準の開示事項を比較情報として開示しない。

⑤ IFRS 15号の経過措置により要求される一定の開示は要求しない。

専門委員からは、「初年度の比較情報を求めないのは賛成」などの意見が聞かれた。

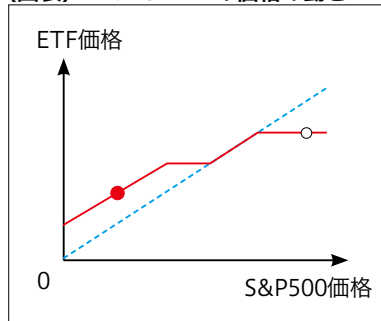
**投資のハナシ**

**裏表 Buffer ETF**

三田 哉

金融の最先進国は文句なく米国だ。日本は米国の真似をするだけで、決して追い抜くことができない。そんな尊敬すべき米国に奇妙なETFがある。Innovator社<sup>(1)</sup>が提供している「Buffer ETF」である。何が奇妙かという点、このETFの商品特性が奇妙なのである。

(図表) Buffer ETFの価格の動き



でも、ある程度であって完全にプロテクトされているわけではない。アップサイドのギブアップとプロテクションのレベルを変えた「Power Buffer」や「Ultra Buffer」という兄弟ETFも存在する。

オプションに慣れていない人ならば、このETFをみてこういうであろう。「これは『S&P先物買い』に『ゼロコスト』で『コール売り+プット買い+アウトのプット売り』を加えただけで、単純、単純」と。だが、一般投資家には、こんな折れ曲がった価格特性は理解しにくい。こんなETFを誰が買うのだろうか? 教科書なら、「大幅な上昇は期待しておらず、ダウンサイドを多少気にしている」人向けと解説するところだろう。要は、特定の相場観を持ったマーケット向けの商品である。

こういつた「うちのキャピタルゲインをうちのカバーに回して」というオプション戦略は、日本でも斬新ではない。驚くべきは、このオプション戦略をETFの形にして、セカンダリー市場で売買できるような点なのである。オプションの価格特性は、絶対値ベースで固定されているから、S&P500の価格が変化すると、相対的な価格特性が変化する。たとえば、ETFの価格が図表の○や●の点に移動すると、元々の商品の意図がばやけてくる。だから、オプションを組み込んだ商品(日本でも販売されている仕組債もそうだが)は、セカンダリー市場での取引に向かない。にもかかわらず、Innovator社はこの商品を上場させたわけで、米国の懐の深さに感心する。

金融後進国日本では成り立たないだろうか? いや、悲観的になることはない。最近わかったことだが、二重払いになるように新規保険を契約してもらったり、新規保険への切替えなどの、わざわざ無保険となる空白期間を作ったりという超高難度の契約を取れる営業マンが日本全国いたるところに数多く存在しているのだ。「複数のオプションを組み込んだ商品を顧客に理解させることができるだろうか?」とか、「セカンダリー市場が維持できるのか?」などの心配は無用である。

(1) Innovator Capital Management  
 (2) オプションの売り買いを組み合わせること、オプション料の受け払いをトータルでゼロにした状態

## のれんの減損等に関するFASB コメント募集への対応、検討—ASBJ

去る8月9日、企業会計基準委員会第414回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項として、7月9日にFASBが公表したコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」(以下、「本コメント募集」という)へのコメント検討が行われた。

### FASBからの質問と回答案

本コメント募集は、企業結合で取得された一定の識別可能な無形資産およびのれんの事後の会計処理に関するFASBのプロジェクトの一部として公表されており、公開企業の財務報告を対象として、次の点を評価するために、これまでFASBが行ったアウトリーチで得られた見解に追加して行うものとされている。

③ 無形資産およびのれんの会計処理のオプション性に対する見解

現行の減損のみモデルと比較して、のれんの償却および減損テストを支持するか否かの質問に対して、ASBJ事務局からは、支持する旨の回答案が示された。

また、公開企業にのれんおよび無形資産の会計処理に関するオプションおよび減損テストの実施の手法および頻度に関するオプションを提供することのコストおよび便益に関してどのような影響があるか、の質問に対して、ASBJ事務局からは、次の回答案が示された。

- ① FASBが財務報告の変更を行うことは是非
- ② 本コメント募集で扱う項目に関して簡素化および/または改善を図ることの是非とそ

公開企業に対して、のれんの事後の会計処理等にオプションを提供することに関して、われわれは、企業間の比較可能性が低下することによる財務諸表利用者の追加の負担の懸念を承知しているが、われわれは、選択適用アプローチの優位点が追加

の負担を上回ると考えている。また、企業間の比較を行うために必要となる情報を補うための追加的な開示要求を設けることにより、懸念を一定程度緩和することも可能であると考ええる。

### 委員の意見

委員からは「オプションがあ

### 会計

## ヘッジ会計は今回着手しない方向

—ASBJ、金融商品専門委

去る8月8日、企業会計基準

委員会は第145回金融商品専門委員会を開催した。

第413回親委員会(2019年8月20日・9月1日合併号(No.1554)情報ダイジェスト参照)に引き続き、金融商品会計基準の改正に着手するか否かの議論が行われた。主な検討事項は次のとおり。

### 金融商品の分類および測定

金融商品の分類および測定の進め方について、まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行い、その後、分類および測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する、という事務局案に対し、専門委員からは賛成意見が多く聞かれた。

れば、償却する資産としない資産が出る。選択制に反対の意見を発信すべき」という意見が聞かれた。事務局は、「さまざまに選択肢を考えなければならぬ。引き続き議論していきたい」と回答した。

におけるモデル(以下、「CECLモデル」という)の比較について、ECLモデル、CECLモデルおよび現行の日本基準のモデルにおける信用リスクと引当金額との関係について、整理された。

専門委員からは、「各モデルを比較検討して、米国のCECLモデルがよければ採用することもあるのか」との質問に、事務局からは「IFRSをベースとしている。コンセプトの違いを比較するもの」との回答があった。

### 金融資産の減損

金融資産の減損について、事務局から、前記「金融商品の分類および測定」と同様の進め方で行い、仮に開発に着手する場合には特に検討すべき事項がいくつか示された。

そのうちの1つの「IFRS 9号の相対的アプローチを採用したモデル(以下、「ECLモデル」という)と米国会計基準意見が聞かれた。

### ヘッジ会計

事務局から、今回のプロジェクトにおいて、ヘッジ会計に関する定めについて開発には着手しない旨の提案がされた。

専門委員からは、「急いでコンバージェンスをするモチベーションは少ないのでは」と賛成意見が聞かれた。

### 会計

## リース期間等の実務動向、ヒアリング—ASBJ、リース会計専門委

去る8月21日、企業会計基準委員会は第88回リース会計専門委員会を開催した。主な検討事項は次のとおり。

**日本チェーンストア協会の見解**

参考人の日本チェーンストア協会から、協会の見解について、次のような説明があった。

- ・IFRS 16号の単一モデルを支持する
- ・わが国における新リース会計基準の検討に同意するが、日本特有の商慣習（リース期間の延長オプション、解約オプション）の評価、建設協力金方式に配慮をしてほしい

また、延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策として、次の見解を示した。

- ・主要会員企業へのヒアリングでは、リース契約期間15年超の長期にわたる例がみられ、解約不能期間は6〜10年、なかには15年超のものもみられた。
- ・少なくとも解約不能期間をリー

ス期間の見積りにおけるスタートポイントとして考えるべき（解約不能期間+オプション期間）

・「解約不能期間」をもってリース期間の見積りとするのが合理的である。

専門委員の「解約不能期間が6〜10年というのは平均のイメージか」との質問に、参考人から「契約期間20年で解約不能期間が10年や15年というケースが多い」と回答された。

**リース期間の定め**

リース期間に関するIFRS 16号や現行日本基準の取扱いなどをまとめた資料（事務局提案は入っていない）が示された。専門委員からは、「オフィスの賃貸借など、何年入居するか見積りできないようなものをオンバランスする必要はあるのか」といった意見が聞かれた。

**会計 税金費用の計上区分の検討、進む**

ASBJ、税効果会計専門委

去る8月22日、企業会計基準委員会は第62回税効果会計専門委員会を開催した。

第412回企業会計基準委員会であげられた意見への対応案が示された。

**前回の提案**

前回の提案は次のとおり。

【論点】税金費用をどの区分に計上すべきか。

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税、事業税を当期純利益、その他の包括利益、株主資本またはその他の包括利益類型額に区分して計上する。

親委員会の意見は次のとおり。

- ・実務上、税務申告書における課税所得の計算において当期利益に税金勘定も含めた加減算を行い、所得を計算する点を考慮するとその他の包括利益に課税がされているという認識がなく、その点に違和感を覚える。
- ・検討にあたっては税効果を含めて検討を行う必要があると考える。課税所得計算上、当期純利益に加算される金額は期間差異として将来減算一時差異を構成し、会計上の時価評価から認識される包括利益は将来加算一時差異を構成するというように、これらの一時差異を総額で取り扱うこと

を含めて考え方を整理する必要があるのではないかと。

・税効果実務指針では、期間差異はすべて一時差異に該当するという記載もあり、今回の論点のように期間差異と考えられるが一時差異に該当しない項目についてどのように考えるか整理することが必要と考えられる。

**今回の提案と意見**

親委員会での意見を踏まえ事務局から次の提案が行われた。

- ・提案された処理は実務上一定の利点があると考えられるものの、一時差異に対して税効果果を認識するという税効果会計の基本的な考え方と整合しないため、当該処理を採用し、あらためて税効果会計の基本的な考え方の整理を行うほどの実務上の有用性はないものと考えられる。

・提案された処理について前記のように取り扱う場合、税効果会計に係る会計基準の適用指針90項「期間差異に該当する項目は、すべて一時差異に含まれる」の記載と矛盾すると考えられるため、この定めについて何らかの対応を要するか検討したが、特段の対応は不要と考えられる。

専門委員からは、「実務的には、親委員会で提案された処理はしつくりくる。しかし、今までも実務を行うなかで結果的に今回提案された処理に落ち着いていたため、特段の対応は必要ないかと思う」、「提案された処理について、技術的な違いがあることは理解できるもののそこまで細かく仕訳を認識する必要があるとは思えないため、対応の必要はないと思われる」といった事務局提案に賛同する意見が多く挙げられた。

**会計 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用時期、示される**

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る8月23日、企業会計基準委員会は第27回ディスクロージャー専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

**見積りの不確実性の発生要因  
に関する注記情報の充実**

(1) 適用時期  
現在検討中の「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が2020年3月までに基準化するを前提として、次の提案が事務局より行われた。

- (1) 原則的な適用時期は2021年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表からとする。
- (2) 開発中の会計基準の公表日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用を認める。

提案に対し、専門委員からは賛成の意見があった。

(2) 会計基準の文案  
続いて事務局より、前回(2019年8月20日・9月1日号(No.1554)情報ダイジェスト参照)の議論をもとに、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案が示された。

専門委員からは、「議論の流れを知らない企業の実務担当者がいきなりこの会計基準を読む

でもわからない部分がある。実務の面でも企業が段階を踏んで考えていけるよう説明を行う必要がある」との意見があった。

**IASB公開草案「会計方針の開示」の概要**

8月1日に公表された「会計方針の開示」の概要について説明された。この提案に対し、1人のIASB理事が次のような反対意見を表明した。

- (1) 財務諸表の主要な利用者すべてが会計の専門家であるわけではない。そのため会計方針は、その開示が、取引、その他の事象および状況が報告された財務業績および財政状態にどのように反映されているのかを、財務諸表利用者が理解する助けとなると経営者が考える場合には開示すべきである。
- (2) 利用者が財務業績および財政状態をよりよく理解するのに役立つ可能性があるならば、IFRS基準などの情報源から、利用可能な会計方針を開示すべき。

専門委員からは「今回の提案によって、IASBが問題に思っている部分が解消されるか

疑問が残る」との意見があった。事務局からは、IASBの提案は納得しがたいため、コメントを提出予定であると説明された。

**国際会計  
非財務情報に関する開示の改訂案、公表—SEC**

去る8月8日、SEC(米国証券取引委員会)は、非財務情報を規定しているレギュレーションS-Kにおける特定の開示要求を現代化、簡素化するための改訂案を公表した。

この改訂案は、公開企業などのSEC登録者の不必要な費用と負担を軽減し、開示を改善することを意図している。SECは、開示の重要性は企業によって異なるので、より原則主義的なアプローチを要求している。

**改訂案の内容**

主な改訂は次のとおりである。

(1) 項目101(事業の概況) 次の事項が改訂される。

- ・登録者が開示を求められる情報の独占的でないリストを提示し、登録者の事業の一般的な発展の理解のために重要な範囲でのみの情報の開示を要求することにより、原則主義

- ・登録者が以前に開示した事業戦略の重要な変更を含む、会社の活動に影響を与える(または与えるかもしれない)登録者の事業、取引と事象を理解するために重要な範囲での開示項目のリストを含める。
- ・人的資源(human capital resources)(経営陣が事業を運営するために焦点を当てている人的資本の手段または目的を含む)を開示項目に含める。

- ・登録者が以前に開示した事業戦略の重要な変更を含む、会社の活動に影響を与える(または与えるかもしれない)登録者の事業、取引と事象を理解するために重要な範囲での開示項目のリストを含める。

(2) 項目103(訴訟手続)  
開示の重複を避けるために、文書の他の部分で開示されている訴訟手続へのハイパーリンクまたは相互参照を含めることにより、重要な訴訟手続について要求される情報が提供されることを明示的に示す改訂がされる。

(3) 項目105(リスク要因の開示)  
次の事項が改訂される。

- ・リスク要因のセクションが15ページを超える場合には、リスク要因の開示のまとめを要求する。
- ・開示が要求される要因を「最も重大な(most significant)要因から「重要な(material)」要因に変更する。

**「コメント期限**

コメント期限は2019年10月22日まで。

**税務**

**星野次彦・新長官インタビュー**

**国税庁**

7月に国税庁長官に就任した星野次彦氏は、国税記者クラブとの会見に及び、就任の抱負等を語った。

**就任にあたっての抱負**

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、「正直者が馬鹿をみない」



ということだけでなく、「正直者がより便利に、よりスムーズに申告納税ができる環境」作りを目標に、申告・納税環境の整備や、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでいきたい。

**新分野への対応**

シェアリングエコノミーや暗号資産などの新分野の経済活動に対する適正申告のための環境づくりとして、国税庁HPを通じて申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、仲介事業者や業界団体等を通じて適正申告の呼びかけ、申告・納付手続の利便性の向上を、引き続き推進していく。

また、すべての国税局にプロジェクトチームを設置し、国税局間や関係部署間で連携・協調を図り、情報収集・分析等を充実させ、今年度税制改正で整備された情報照会手続も活用して情報収集に努めていく。

**消費税率引上げと軽減税率導入**

10月の制度実施を目前に控えて、事業者の準備をさらに促すために、「Q&A」の内容拡充や「経理・申告ガイド」の送付を行うっており、今後は、より実践的な準備を促していきたい。

**税務**

**美並義人・新局長インタビュー**

—東京国税局

7月に東京国税局長に就任した美並義人氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

**就任にあたっての抱負**

国税組織の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することだ。そのために、納税者の方にとっての利便性向上と、適正・公平な賦課徴収をしっかりやりた

**CRS等の情報交換と税務調査**

CRS（共通報告基準）情報について、昨年からは諸外国の税務当局との交換を開始しており、これらの情報や、国外送金等調査・国外財産調査といった各種調査、すでに保有する資料情報等とあわせて分析を行い、税務調査を実施していく。

**東京国税局の重点施策**

1点目は調査事務だ。適正かつ公平な課税実現のために、国際化への対応や富裕層への取組みを行ったうえで、調査全体のパフォーマンス向上も図りたい。

2点目は、消費税の軽減税率制度の周知・広報に取り組むことだ。10月1日に向けて引き続き、説明会や個別の相談対応に取り組んでいく。

3点目は、徴収事務である。滞納の整理促進については今まで以上に取り組む必要がある。

4点目は、酒類関係だ。日本産酒類の輸出促進に向け、積極的に役割を果たしたい。

**国際的な取引に対する取組み**

国際的な租税については、数年前に「パナマ文書」が公開され、関心が高まってきている。

国税当局は、BEPSプロジェクトという国際的な取組みや平成30年からCRSに基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換を進めてきている。

**分野の経済活動への対応**

課税上の問題があると見込ま

**金融**

**混乱収拾の機会を探るイタリア右派勢力の台頭**

イタリアのコンテ首相が8月20日、辞意を表明した。連立政権を組む右派の「同盟」と左派の「五つ星運動」の対立が原因だ。8月7日、トリノとフラ

ンスのリオンを結ぶ高速鉄道のトンネルの建設計画で、議会採決時に推進派で賛成票を投じた「同盟」に対して「五つ星運動」が反対票を投じた。これが「同盟」による内閣不信任案の提出

と解散総選挙の要求、さらに首相の辞意表明につながった。ただ、もともとこの連立政権は昨年の総選挙時ほどの政党も単独多数派を形成できず成立し

れる納税者のうち、必要と認められる納税者に対してはお尋ね文書を送付するなど、取引内容を確認する対応を進めていく。新たな経済活動は想像以上に広がっている。情報収集をして、仮に悪質な申告漏れ等が見込まれれば、厳正な調査を実施して適正な課税を実現できるように、対応したい。

もともと「北部同盟」として、イタリア北部の比較的所得水準の高い地域を地盤に成立した「同盟」は、昨年の選挙後に党名から「北部」を削除して、全国的な支持を得るようになった。議席数の割合は約20%だが、直近の支持率は35%以上まで上昇している。逆に選挙時には30%近くあった「五つ星運動」の支持率は、直近では20%程度

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年8月8日	レギュレーションS-Kの項目101、103、105の現代化	SEC	非財務情報を規定しているレギュレーションS-Kにおける特定の開示要求について現代化・簡素化する改訂を行うもの。項目101(事業の概要)、103(訴訟手続)、105(リスク要因の開示)について改訂を行う。コメント期限は2019年10月22日まで。 <a href="https://www.sec.gov/news/press-release/2019-148">https://www.sec.gov/news/press-release/2019-148</a>	今号情報ダイジェスト参照
2019年8月15日	ASU案「金融商品—信用損失(トピック326)、デリバティブとヘッジ(トピック815)、リース(トピック842) —発効日」	FASB	信用損失、デリバティブとヘッジ、リースに関する基準について、非公開会社および特定の公開会社・組織の発効日を延期することを提案するもの。コメント期限は2019年9月16日まで。 <a href="https://www.fasb.org/cs/Satellite?c=FASBContent_C&amp;cid=1176173179331&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage">https://www.fasb.org/cs/Satellite?c=FASBContent_C&amp;cid=1176173179331&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage</a>	—
2019年8月21日	ASU案「金融サービス—保険(トピック944) —発効日」	FASB	長期保有契約に関する基準を適用したすべての保険会社について、発効日を延期することを提案するもの。コメント期限は2019年9月20日まで。 <a href="https://www.fasb.org/cs/Satellite?c=FASBContent_C&amp;cid=1176173220748&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage">https://www.fasb.org/cs/Satellite?c=FASBContent_C&amp;cid=1176173220748&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage</a>	—

まで下落し、現時点で選挙を行えば「同盟」が単独で最大勢力を得る勢いとなっている。

仮に「同盟」を中心とする右派政権が成立した場合、親米主義、財政拡張主義、移民規制強化、中国が提唱する広域経済圏構想「一带一路」からの離脱が予想される。したがって、財政規律を求めるEUとの摩擦や左派で親中国のマッタレッタ大統領や「五つ星運動」との対立が強まると予想されるため、政治的に混乱が深まる懸念もある。しかし少数政党の乱立が常態化しているイタリアの政治情勢にはプラス要因となりそうだ。さらに世界的な長期金利低下傾向のなか、昨年の選挙後には4%近くまで上昇したイタリアの10年物国債利回りも直近では1%台前半まで低下している。積極財政に起因する長期金利上昇は限定的で景気浮揚効果のほうが大きいだろう。

証券

米大統領が振り回す株式市場

8月1日にFRBが景気後退予防のための利下げを公表した直後、トランプ大統領が中国輸入品に10%の追加関税をかけるツイッターでつぶやくと米株価は7月に達成した過去最高値から大きく下落、つれて世界主要国の株価が連鎖下落となった。

数日間続いた下落でアメリカ、中国、ドイツ、韓国などの株価指数が6〜7%の下落幅となったのに対し、日経平均は5%程度の下落にとどまった。これまで同時株安となると、日本の株価はアメリカ以上に下落するのが常であったが、今回は軽微であった。これは米国株下落が誘発するドル安・円高が懸念されたレベルまで進まなかったためといえよう。

8月の世界同時株安は、米大統領が中国輸入品への10%の追加関税を9月1日から発動すると発表したことがきっかけであったが、大統領のちに、一部品目については12月まで発動を延期すると発表した。すると、銘柄は株価反騰となった。

来年の大統領選に向け、トランプ大統領にとって、高い経済成長率、高い株価の持続は命題であるといえよう。選挙の日程をにらんで今後も貿易・関税政策、金融政策、財政出動などを繰り返してくるだろう。

アメリカが景気、株価を意識した政策を行うことは、景気後退の懸念をもつ世界の国々には歓迎すべきことと思えるかもしれないが、関税政策のように災難となる危険性は十分にある。この夏、日韓の貿易・経済対立が激化して、政治・軍事対立へと拡大、ついには韓国がGSO M I A (日韓軍事情報包括保護協定) を破棄するところまできた。貿易・経済面では、世界経済への影響は限定的といえるだろうが、政治・軍事面では問題がどのように展開していくか、予想がつかない。日本株式市場としては重要な地政学リスクとして常に念頭に置いておく必要がある。

経理用語の豆知識



特別目的会社の子会社に該当するかの判定

特定目的会社については、子会社に該当するかの判定上、特則が設けられている。次の条件を満たしている場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等から独立しているものと認め、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定される。①特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること、②特別目的会社が、譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること、③事業目的の変更が制限されていること。

資産流動化法上の特別目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務およびその附帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、譲渡会社等から独立しているものと判断されることによる。